

平成29年度 戦略的基盤技術高度化支援事業（事業概要）

1. 制度の目的

この事業は、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（以下「法」といいます。）に基づくデザイン開発、精密加工、立体造形等の12技術分野の向上につながる研究開発、その試作等の取組を支援することが目的です。

中小企業・小規模事業者が大学・公設試等の研究機関と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発等及び販路開拓への取組を一貫して支援します。

2. 応募対象事業

この事業の応募対象事業は、法第3条に基づき経済産業大臣が定める「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に沿って策定され、新たに法第4条の認定（法第5条の変更認定を含みます。）を受けた特定研究開発等計画（以下「法認定計画」といいます。）を基本とした研究開発等の事業になります。

3. 応募対象者

○ 法の認定を受けたものづくり中小企業・小規模事業者を含む、事業管理機関、研究実施機関、総括研究代表者、副総括研究代表者、アドバイザーによって構成される共同体を基本とします。

※共同体の構成員（アドバイザーを除く）は、日本国内において事業を営み、本社を置き、かつ、日本国内で研究開発を行っていることが必要です。

○ 共同体の構成員には、法認定申請を行い、認定を受けた「申請者」と「共同申請者」（以下「法認定事業者」）及び協力者を全て含む必要があります。

○ この事業への応募者は、事業管理機関です。事業管理機関は、研究開発計画の運用管理、共同体構成員相互の調整を行うとともに、研究開発成果の普及等を主体的に行う者です。国と総合的な連絡窓口を担い、補助事業の遂行・経費管理における責任を有します。

4. 補助事業期間と補助金額等

○ 補助事業期間：2年度又は3年度

○ 補助金額（上限額）：平成29年度（平成30年3月31日まで）に行う研究開発に要する費用の合計

補助金額：補助事業あたり 初年度4,500万円以下

補助率：大学・公設試等の補助対象経費：定額（1500万円以下）

上記以外の補助対象経費：2/3以内

※2年度目以降は、原則として次のとおり減額するものとします。

年度	補助金交付申請額
2年度目	初年度の補助金交付決定額の2/3以内
3年度目	初年度の補助金交付決定額の半額以内

5. 公募期間

平成29年4月14日（金）～平成29年6月8日（木）

戦略的基盤技術高度化支援事業の仕組み

